

鹿屋市公共建築物等木材利用促進方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 号第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材利用の促進を図るため、公共建築物における木材利用の促進の意義、公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、鹿屋市が整備する公共建築物等における木材利用の目標、公共建築物等における木材利用の促進のための推進体制等を定める。

1 公共建築物における木材利用の促進の意義

公共建築物に木材を積極的に活用することは、林業・木材産業の振興を通じた地域経済の活性化はもとより、地域の森林の適切な整備、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することとなる。

とりわけ、鹿屋市が積極的に木材利用に努め、その取組を行うことにより、木材の特性やその利用促進の意義について市民の理解を得ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用拡大という直接的な効果だけでなく、住宅等の一般建築物、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

鹿屋市は、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、鹿屋市が整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努める。

なお、鹿屋市が整備する公共建築物とは、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、市営住宅等の建築物のほか、鹿屋市の事務・事業に供される庁舎等をいう。

3 鹿屋市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

鹿屋市が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等は次のとおり進めるものとする。

(1) 木造化の推進

鹿屋市は、その整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法定に基づく基準において、耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物については、原則として木造化を推進するものとし、その場合の基準は別表 1 で定める「公共建築物木造化基準」のとおりとする。

(2) 内装等の木質化の推進

鹿屋市が整備する公共建築物については、高層・低層にかかわらず、可能な限り内装等の木質化を推進するものとし、特に床、壁についての目標は、別表 2 で定める「公共建築物における内装木質化の目標」のとおりとする。

(3) 木製品導入等の推進

鹿屋市が整備する公共建築物において使用する机、椅子、書棚等の備品の整備は、可能な限り木製品の導入を推進するものとする。

また、鹿屋市が調達する紙類、文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努めるものとする。

(4) 公共土木事業における木材利用の推進

河川、道路等、鹿屋市が実施する公共土木事業については、可能な限り木材の利用を推進するものとし、その場合の基準は、別表 3 で定める「公共土木事業木材使用基準」のとおりとする。

(5) 鹿屋市が補助する公共建築物等における木材利用の促進

鹿屋市が行う公共建築物、公共建築物以外の建築物等の整備への補助については、(1) から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。

(注) 本方針において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

4 公共建築物等における木材利用の促進のための推進体制等

(1) 推進体制

鹿屋市は、木材の円滑な利用を推進するため、農政部長を会長とし、畜産林務課長、農地整備課長、企業支援課長、建築住宅課長、道路建設課長、都市政策課長及び教育総務課長を構成員とする「木材利用促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、木材利用の推進を行う。

(2) 推進方法

ア 関係各課は、その所管する事業について、木材利用の推進方策及び公共建築物等の木造化、内装等の木質化等の可否について検討し、連絡会議にその結果を報告する。

イ 連絡会議は、木材利用の円滑な推進について総合的な調整を行う。

ウ 連絡会議の運営に関する庶務は、畜産林務課で行う。

5 施行

この方針は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

公共建築物木造化基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² ～3,000 m ² 以下	
庁舎・研修所	3階建以下は木造とする。		
学 校	2階建以下は木造とする。	2階建以下は木造（2,000 m ² 以上は準耐火建築物）とする。	
体育館	平屋建は木造とする。	平屋建以下は木造（2,000 m ² 以上は準耐火建築物）とする。	
文化施設 （図書館、美術館）	2階建以下は木造とする。	2階建以下は木造（2,000 m ² 以上は準耐火建築物）とする。	
集会場	2階建以下で客席が200 m ² 未満は木造とする。		
社会福祉施設 （児童福祉施設）	法令の範囲内で可能なものは木造とする。		
市営住宅	3階建以下は木造（ただし、2階部分が300 m ² 以上の場合は準耐火建築物とし、3階部分は床面積に関係なく準耐火建築物）とする。		
宿泊施設	2階建以下は木造（2階部分が300 m ² 以上は準耐火建築物）とする。		
展示場 物品販売所 観光施設	2階建以下は木造（2階部分が500 m ² 以上は準耐火建築物）とする。		
試験研究 機関	管理棟	3階建以下は木造とする。	
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする。	
倉 庫	2階建以下は木造（1,500 m ² 以上は準耐火建築物）とする。		

※1 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

2 特殊な目的を有する建築物は、この限りではない。（防災拠点施設等）

3 木造化すべき建築物であっても、防災・保安上及び建設コスト等の理由から困難な場合は、この限りではない。この場合でも、木造と他工法の混構造を検討する。

4 非木造施設であっても、内装は可能な限り木質とする。

注：建築基準法

第21条1項 高さ13m又は軒の高さが9mを超える場合には、別途構造制限がある。

第21条2項 延べ面積3,000 m²を超える場合には、別途構造制限がある。

第25条 延べ面積（同一敷地内の2以上の木造の延べ面積の合計）が1,000 m²を超える場合には、別途構造制限がある。

第26条 延べ面積が1,000 m²を超える場合には、別途構造制限がある。

第27条 用途により別途構造制限がある。

公共建築物における内装木質化の目標

木質化が可能な床や壁については、下表のとおり目標を定め、木質化を推進するものとする。ただし、木質化が可能な床や壁とは、各種法令等の制限がなく、また、使用方法等も木質化が可能と判断される床及び壁をいう。

区分	木質化の目標	摘 要
床	・市営住宅等は、住戸専用面積の 7 割以上 ・市営住宅等以外は、延床面積の 4 割以上	畳敷きは木質として計上
壁	・市営住宅等は、住戸専用面積の 7 割以上 ・市営住宅等以外は、延床面積の 2 割以上又は壁面積の 3 割以上	

※ 住戸専用面積とは、市営住宅等の各戸の専用部分の面積をいう。

＜参考＞内装等の木質化を積極的に推進する施設の事例

建築物の用途	内装等の木質化を促進する箇所	
	共通の箇所	施設毎の箇所
庁舎・研修所 交番・駐在所	ホール ロビー	事務室、応接室、講堂、食堂等
学校	廊下	教室、職員室、進路相談室、図書室、保健室等
体育館	会議室又は研修室	事務室、更衣室等
文化施設（図書館、美術館）		事務室、展示室、資料室、図書室等
集会場		事務室、講堂等
社会福祉施設 （児童福祉施設）		居室、リハビリ室、面接室、娯楽室、食堂等
市営住宅		居室等
宿泊施設		宿泊室、食堂等
展示場 物品販売所 観光施設		事務室、展示室、物販室等
試験研究機関		事務室、展示室等

公共土木事業木材使用基準

第 1 目 的

この基準は、公共土木事業における木材の使用に関する基準等を示し、間伐材を主体とした市産材の有効かつ積極的な利用を図るとともに、適切な事業の推進に資することとを目的とする。

第 2 適 用

対象とする工事は市が事業主体となり、国・県の補助事業、市単独事業等で施工する全ての土木工事とする。

第 3 木製構造物等の使用基準

次の条件のいずれかに該当する箇所については、積極的に木製構造物等を設置するものとする。

なお、別表 3-2 の「工種別の木製構造物等使用基準」に掲げる工種については、現場条件等が合致する場合は、原則木製とする。

- 1 衝撃緩和、吸音効果等、木材の持つ物理的・科学的特性を生かす必要がある箇所
- 2 河川、溪流等で、景観及び自然環境に配慮する必要がある箇所
- 3 木材使用により、心理的・生理的な効果を期待する箇所
- 4 土石流等のおそれのない小河川・小溪流及び背面土圧の小さな箇所で、木材が腐朽するまでに植生の繁茂等により、その機能の代替が見込まれる箇所
- 5 木材が腐朽しにくい水中又は土中等、長期間機能の発揮が期待される箇所
- 6 補修等が容易で、簡易な構造物及び仮設物の設置が可能な箇所

第 4 使用する木材

使用する木材は、市内で育成、生産され、かつ、加工されたものを優先的に使用する。（ただし、市内に加工施設がない場合は、この限りでない。）

工種別の木製構造物等使用基準

工 種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
柵 工	・ 景観や自然環境に配慮する必要がある、作用する背面土圧が小さく、木製でも安全性が確保でき、かつ、構造物として耐久性を必要しない箇所	・ 木柵工	
	・ 法勾配が 1 : 0.5 より緩勾配の箇所で設計流速 4m/S 以下の河川	・ 杭柵工	
	・ 景観に配慮する必要がある、法面の維持管理が軽減される箇所	・ 竹柵工 ・ ネット柵工	
	・ 景観又は自然環境に配慮する必要がある、主として出入りを防止することを目的とする箇所	・ 木製防護柵工	
防風工	・ 越波の影響を受けにくく補修が容易である箇所又は植栽地に施工する防風工	・ 防風ネット工 ・ 竹簀防風工 ・ 木製防風工	
植栽工	・ 木チップの流出及び散乱対策の講じられる箇所又は景観及び自然環境に配慮する必要がある箇所	・ 木チップマルチング	
		・ 木製支柱	
公園緑地工	・ 景観及び自然環境に配慮する必要がある、維持管理等が容易である箇所	・ 木製階段工 ・ 四阿、休憩所 ・ デーブルベンチ ・ 案内板、簡易柵	
仮設工	・ イメージアップ経費を計上している箇所	・ 工事中案内板 ・ ゴミ箱 ・ 仮囲い（簡易柵）	
型枠工	・ 一般型枠（型枠用合板）を使用する場合は、原則としてスギ複合合板型枠を使用する。		